

柳川市告示第27号

柳川市公式フェイスブックページ運営要綱を次のように定める。

平成29年3月28日

柳川市長 金子 健次

柳川市公式フェイスブックページ運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを通じた情報伝達の充実を図るため、柳川市公式フェイスブックページ（以下「ページ」という。）を情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブックページ フェイスブック株式会社の提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) ページ管理者 ページの運営及び管理を行う職員をいう。
- (3) 利用者 ページの利用者をいう。
- (4) コンテンツ ページの構成に必要な一切の情報をいう。

(運営主体等)

第3条 ページの運営主体は市とする。

- 2 ページ管理者は、総務部企画課広報広聴係の職員とする。
- 3 ページへの情報掲載は、ページ管理者が行うものとする。

(情報発信の内容)

第4条 市がページに情報発信できる項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の公式ウェブサイト又は広報紙その他市が発行する印刷物により情報提供したもの
- (2) 市内のイベント、行事等の模様
- (3) 暮らし及び防災に関する情報
- (4) その他情報として市長が適当と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際して、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 市、その他の利用者又は第三者の権利又は財産を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 市、その他の利用者又は第三者を誹謗中傷^{ひぼう}し、又は侮辱する行為
- (3) 市、その他の利用者又は第三者の名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し、業務を妨害し、又はそれらのおそれのある行為
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
- (5) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘する行為
- (6) 出資、寄附、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (7) 市が不適切と判断する他のウェブサイト（以下この号において「不適切サイト」という。）を紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又は不適切サイトに係るファイルのダウンロードを誘導する行為
- (8) ページを利用して市、その他の利用者又は第三者に対しコンピューターのソフトウェア又はハードウェアの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
- (9) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
- (10) 市及びその他の利用者による情報の提供及び利用を阻害する行為
- (11) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為
- (12) ページの全部又は一部を監視し、又は複製する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又は市が不適切と認める行為

2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、市に一切迷惑をかけないものとする。

3 市は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとする。

4 市は、利用者がこの告示に違反して市に損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

（違反に対する措置）

第6条 市は、利用者がこの告示に掲げる規定に違反した場合は、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がペー

ジ上に掲載した情報、内容等の削除その他必要な措置を講ずることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 市は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第8条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は市に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償で市に譲渡し、市による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、著作権法(昭和45年法律第48号)で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年3月31日から施行する。